

令和2年度 第3回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和2年6月10日（水） 午後3時			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (12人)	1番 石賀 英男	2番 丸山 環	3番 前田 正秀	4番 潮 智博
	5番 伊藤 英之	6番 村上 隆	7番 福本 正博	8番 三浦 勝美
	9番 久米 繁好	10番 中本 敏彦	11番 川崎 康晴	12番 福田 昌治
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (11人)	13番 北中 善隆	15番 井本 武夫	16番 語堂 一幸	17番 小前 茂雄
	18番 松本 芳己	19番 桑本 慎吾	20番 馬野 進	21番 入江 敏朗
	22番 澤田 光秋	23番 石賀 昭則	24番 河上 幸徳	
欠席推進委員 (1人)	14番 遠藤 一夫			
事務局	事務局長 山根 伸一、係長 高塚 泰子、係長 浜川 明			
提案議案	議案第5号 許可取消願について 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第9号 農用地利用集積計画の決定について 議案第10号 琴浦町農業委員会令和元年度活動の点検・評価(案)及び 令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画(案)の公 表の承認について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和2年度第3回琴浦町農業委員会総会を開催します。 成立宣言を事務局にお願いします。
事務局	ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和2年度第3回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は遠藤委員です。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、3番 前田委員、4番 潮委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第5号 許可取願について 事務局の説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。議案第5号 許可取消願について 下記農地について、許可の取消願が提出されたので、本委員会の意見を求めます。 整理番号1番、譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。許可を受けた土地の表示 大字杉地字 [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに田、地積1, 573m ² 。申請地は外に田1筆があり、2筆の合計面積は2, 973m ² になります。申請理由 令和2年4月6日付農地法第3条許可、契約種別は所有権の移転（売買）、取消理由 農業経営基盤強化促進法による売買に切り替えることとなったためとなっています。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (異議なし) 異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。
事務局	続きまして議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 2ページをご覧ください。議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 整理番号11番 農地の所在 琴浦町大字榎下字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積9. 54m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町外の個人で、譲渡事由は贈与になります。 本案件は、譲受人が譲渡人の親族から購入された農地の残地を、譲渡人の希望で贈与されることになったもので、農地取得後は野菜を耕作されます。 整理番号12番 農地の所在 琴浦町大字八橋字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積5, 094m ² 内4, 671m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、譲渡事由は使用貸借になり

議長

事務局

ます。

本案件は、譲渡人、譲受人双方の希望により使用貸借を結ばれるもので、農地取得後は芝を耕作されます。

整理番号 13番 農地の所在 琴浦町大字光好字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1, 120m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、譲渡事由は売買になります。

本案件は、譲渡人が耕作することができなくなったため、兄弟である譲受人が購入されることになったもので、農地取得後は野菜を耕作されます。売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a 当りでは [REDACTED] 円になります。

以上の3件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(異議なし)

異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 事務局の説明をお願いします。

3ページから7ページをご覧ください。議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

整理番号 1番 農地の所在 大字竹内字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積3, 439m²内274m²。申請地は外に畠1筆があり、2筆の合計面積は819m²になります。申請人は琴浦町内の個人で、転用目的は植林になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続中であり、令和2年4月30日から5月25日までの公告・縦覧期間を経て6月9日で異議申立期間が終了しており、県の事前協議済みで許可見込みとなっています。

転用の内容について説明します。当該農地では梨を植栽していましたが、申請人が高齢となり梨栽培の継続ができなくなったため、すでに梨の木を伐採しておられます。伐採後、平坦な部分では野菜を耕作しておられますが、斜面の部分については傾斜が強く管理が難しいことから、クヌギの原木栽培を計画されました。地拵えの作業を行った後、隣接境界から3m離してクヌギの原木200本を1. 5m間隔で植え、15年後には伐採し、シイタケ栽培用の原木として利用される計画です。

工期は許可日から5ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間は許可日から永年となっています。

資金調達計画については、苗木代、地拵え、植付代等の合計が

円で、全額を自己資金で対応されます。

申請地の北側には隣接する農地がありますが、耕作者からは転用について同意を得ておられます。また、隣接境界から3メートル程度離して植栽される計画となっていますし、雨水の処理については自然流下、通作については既存通作路の利用が可能であることから、隣接農地に影響はないものと考えます。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は竹内集落の北東側にある高台の上に位置し、申請地を含む一団の農地面積は10ha未満で、農業公共投資は実施されていないことから「第2種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定については、植林を目的とした転用の場合に適用される「周辺農地に影響なし」に該当することから、転用はやむを得ないと思われます。

続いて整理番号2番になりますが、訂正箇所がありますので議案説明に入る前に説明させていただきます。議案では面積が834m²内100m²と記載していますが、申請書提出後に行われた測量の結果、正確には87m²であることが判明し、申請人より修正がありましたので訂正をお願いしたいと思います。それでは議案説明に入ります。

整理番号2番 農地の所在 大字中村字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積834m²内87m²。申請人は琴浦町内の個人で、転用目的は墓地になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していましたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きを行い、令和2年4月30日から5月25日までの広告・縦覧期間を経て6月9日で異議申立期間が終了しており、県との事前協議では許可見込みとなっています。

転用の内容について説明します。申請人が所有している現在の墓地は、申請地の東側に位置する寺の敷地内にあり、急傾斜地であることから度々の崩落により維持管理が困難となつたため、転用申請を計画されました。転用予定地は、30m²をコンクリート舗装して墓の建築工事を行い、周囲の57m²は舗装は行わず申請者自身で簡単な整地を行い、植栽を行う予定となっています。

工期は今年7月から1ヶ月間を予定されていて、8月の完成を見込んでおられます。

資金調達計画については、建築費の総額が [REDACTED] 円で、金額に見合う預金残高証明書が添付されています。

転用事業の残地部分747m²については、自宅前にあることから「ぞうじ畑」として利用するほか、一部には農業用倉庫が設置済みとなっていて、隣接する農地はこの残地部分のみということになります。なお墓

	<p>地経営に関する改葬申請のため、周囲100m以内の住人の同意を得ておられるということでしたので、建設環境課に確認をしたところ、転用許可後には改葬許可見込みとなっていると回答を受けています。</p> <p>雨水処理について説明します。未舗装部分については自然流下、コンクリート舗装部分については新たに排水路を設置し、申請地東側の既設水路へ放流される計画となっています。</p> <p>農地区分の決定根拠について説明します。申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、いわゆる「集団農地」と解されることから「第1種農地」に該当するものと思われます。</p> <p>許可根拠規定については、申請地は下中村集落の中に位置し「集落接続」に該当することから、転用はやむを得ないとと思われます。以上です。</p>
議長 三浦委員	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>6月2日に石賀昭則委員、浜川係長の3名で現地確認を行いました。</p> <p>整理番号1番について報告します。事務局の説明にもありましたように申請地は、梨の木を切った後は傾斜地部分が耕作されておらず、保全管理のみがされている状態となっていて、高齢の所有者が耕作を続ける見込みは無く転用はやむを得ないと感じました。ただし、北側の果樹園では耕作を続けておられるため、申請では隣接農地から3m距離を離して植林するとありますが、5m以上距離を離していただきたいと思います。</p>
議長	<p>整理番号2番について報告します。申請地は下中村の集落に隣接する道路と水路に囲まれた土地で、その一角に墓地を建築されるという内容ですし、周辺住民からの同意も得られていますので転用はやむを得ないと感じました。転用残地については、農地として適切に耕作または管理をしていただきたいと思います。以上です。</p> <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>8ページから12ページをご覧ください。議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。</p> <p>整理番号1番 農地の所在 大字松谷字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,991m²。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は県外の太陽光発電事業を行う法人で、転用目的は太陽光発電設備になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請</p>

地は農用地区域内に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きを行い、令和2年4月30日から5月25日までの公告・縦覧期間を経て6月9日で異議申立期間が終了しており、県へ事前協議済みで許可見込みとなっています。

転用事由の詳細について説明します。申請地の現況は休耕で、耕作再開の見込みが無い農地の活用方法を検討していた譲渡人と、太陽光発電事業の事業用地を探していた譲受人との間で合意が成立したことにより、申請をされたものになります。除草作業と表土を均す程度の整地作業を行った後、太陽光パネル300枚、パワーコンディショナー4台のほか発電に必要な施設整備を行い、最寄りの既設電柱に送電する計画となっています。

工期は許可日から4ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間は許可日から20年間となっています。

資金調達計画は、土地買収費は1筆全体で[REDACTED]円、1m²当たり[REDACTED]円、整地費、太陽光発電施設設置工事費の合計[REDACTED]円余りに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。申請地の北側は道路、東側と西側は太陽光発電施設及び太陽光発電施設建設予定地に隣接し、南側のみに申請者自身が所有している隣接農地があります。太陽光発電事業の実施に係る事前説明の状況について聞き取ったところ、集落への説明については、周辺に住宅がないことから予定はないとのことでした。

事業用地の外周には、隣接境界から1m離して高さ1.2mの侵入防止用フェンスを設置される計画です。また、雑草対策として水を通す性質を持つ防草シートを設置されることですし、雨水は現在と同様に地下浸透で処理される予定です。

太陽光発電施設を設置する際の事業認定は、令和2年2月3日付で認定済みとなっています。

また申請地は、土地改良や埋蔵文化財の該当はありません。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は、一団の農地面積が10ha以下であることから「第2種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないとと思われます。

整理番号2番 農地の所在 大字逢束字[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積1,149m²。申請地は外に畠1筆があり、2筆の合計面積は1,738m²です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の農地所有適格法人で、転用目的は農業用倉庫になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していたことから、転用に伴う用途区分変更手続きの申請中

で、許可見込みとなっています。

転用事由の詳細について説明します。譲受人は主に野菜を栽培している認定農業者で、経営規模の拡大と合わせて農業用倉庫及び作業小屋の新設を計画され、営農の中心地に相当し、新築する農業用倉庫等の面積が確保可能な土地が本件農地であったことから、転用申請をされたものになります。

転用予定地1, 179m²のうち、農業用倉庫300m²、作業小屋106m²、下屋56m²合計462m²の建築工事を行い、2年後に同規模の作業小屋、下屋各1棟の建築も予定されています。建築面積部分以外は舗装を行わず、そのまま農業用機械や車両の移動スペースとして活用されるということです。

工期は今年6月から6ヶ月間を予定されていて、今年12月末の完成を見込んでおられます。

資金調達計画について説明します。建築工事費等の事業費総額は[REDACTED]円で、資金の内訳は日本政策金融公庫のスーパーL資金が[REDACTED]円、令和2年度琴浦町がんばる農家プラン事業費補助金が[REDACTED]円となっています。これらの資金については補助金交付申請中となっていますが、県及び町の予算は確保されていることから、交付決定される見込みとなっています。

申請地は県営ほ場整備事業加勢蛇川地区第2工区の土地改良事業に該当しており、東伯町土地改良区からの同意を得ています。また、隣接農地所有者からの同意も得ておられます。

雨水については、現在と同様に自然流下で処理される予定です。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、いわゆる「集団農地」と解されることから「第1種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定については、農業用施設等に該当することから転用はやむを得ないと考えます。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

6月2日に石賀昭則委員、浜川係長の3名で現地確認を行いました。

整理番号1番について報告します。申請地は昔、山を開墾した梨畠だったようですが、現在は梨づくりを止められて廃園になっている状態で、耕作が再開される見込みはありません。遊休化が進んだ農地で耕作再開の見込みはなく、東西両側の隣接の土地は、すでに太陽光発電施設となっており、転用事業を行っても周辺の営農に支障はないと思われる所以転用はやむを得ないと思います。

整理番号2番について報告します。規模拡大を目的に、がんばる農家プラン事業とL資金を活用して農業用倉庫を新築されるというもので、隣接農地所有者の同意がも得られていることなどから、転用はやむを得

議長

三浦委員

	<p>ないと思われます。ただし、雨水を自然流下で処理されるということで、近年は集中豪雨等の被害が出ることも予想されますので、隣接農地に雨水が流入することのないように配慮をしてもらいたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第9号 農用地利用集積計画についてですが、関係委員の語堂委員、小前委員は退席をお願いします。</p> <p>(語堂委員、小前委員の退席を確認)</p> <p>議案第9号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13ページをご覧ください。議案第9号 農用地利用集積計画について賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>整理番号441番 土地の所在 大字金屋字 [REDACTED]、地目 畑、面積1,026m²。利用権設定をする者、利用権設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。種別・利用目的は芝、10a当たりの借賃は [REDACTED] 円、期間は令和2年6月11日から令和7年6月10日までの5年間、新規になります。</p> <p>整理番号442番から25ページの整理番号485番までの外34件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、23ページの整理番号470番から25ページの整理番号474番までの5件です。</p> <p>26ページをご覧ください。使用貸借の部です。</p> <p>整理番号475番 土地の所在 大字杉下字 [REDACTED]、地目 畑、面積438m²。利用権設定をする者は琴浦町内の農地所有適格法人、利用権設定を受ける者は琴浦町内の個人です。種別・利用目的は飼料、10a当たりの借賃は無償、期間は令和2年6月11日から令和2年9月30日までの3ヶ月間、新規になります。本案件は、小麦の裏作として飼料作物を耕作される期間のみ貸借するための申請となります。</p> <p>整理番号475番の外4筆と整理番号476番から28ページの整理番号486番までの外10件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の使用貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、28ページの整理番号486番の</p>

	<p>1件です。</p> <p>29ページをご覧ください。所有権移転の部です</p> <p>整理番号3番 土地の所在 大字 [REDACTED]、地目 田、面積1, 573m²。申請地は外に田1筆があり、2筆の合計面積は2, 973m²になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。所有権の移転時期は令和2年6月30日、対価は2筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは [REDACTED]円。対価の支払方法は口座振込、利用目的は水稻になります。</p> <p>整理番号4番と5番は交換になりますので、一括で説明をさせていただきます。</p> <p>整理番号4番 土地の所在 大字杉下字 [REDACTED]、地目 畑、面積4, 432m²。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の農地所有適格法人です。</p> <p>整理番号5番 土地の所在 大字杉下字 [REDACTED]、地目 畑、面積4, 030m²。申請地は外に畠1筆があり、2筆の合計面積は5, 041m²になります。譲渡人は琴浦町内の農地所有適格法人、譲受人は琴浦町内の個人です。</p> <p>所有権の移転時期はいずれも令和2年6月30日で、交換する農地の面積の差額分については、対価として [REDACTED]円、10aあたり [REDACTED]円で売買をされます。対価の支払い方法はいずれも口座振込、利用目的は整理番号4番が小麦、整理番号5番が飼料になります。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。
中本委員	(中本委員より挙手あり)
事務局	26ページの整理番号475番について質問します。先程の事務局の説明では、小麦の裏作に3ヶ月間飼料を耕作されるための利用権設定だということでしたが、詳細が分かれば説明をお願いします。
議長	琴浦町ではこれまで、期間が1年未満での利用権設定を受けたことがありませんでしたが、設定を受ける者から契約ができないかという問い合わせがあり、農業会議とも相談をした結果、1年未満での期間借地ということで申請を受けることになりました。期間は今年の9月30日までとなっていて、来年以降も同様の貸借を希望されるということであれば、その都度申請をしていただかなければなりません。
中本委員	この申請は、酪農家の方が飼料作物を耕作されると補助金が出るという、国の補助事業に申請するための利用権設定だと思います。
議長	分かりました。
	その他に何か質問等はありませんか。

	(村上委員より挙手あり)
村上委員	25ページの整理番号474番の次が整理番号485番になっているのはどうしてでしょうか。
事務局	申請締日後に、申請のあった案件ごとに整理番号を割り振ってから、システムに議案入力を行っていくことになる訳ですが、締日を過ぎて提出のあった申請については、順番どおりに整理番号を割り振ることができないため、このような形での記載となってしまうことがあります。
村上委員 議長	分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、原案どおり決定することといたします。 (語堂委員、小前委員の復帰を確認)
議長	続きまして議案第10号 琴浦町農業委員会令和元年度活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）の公表の承認について 事務局の説明をお願いします。
事務局	別冊の資料をご覧ください。議案第10号 琴浦町農業委員会令和元年度活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）の公表について、本委員会の承認を求めます。 農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農地利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について公表することが義務づけられており、令和4年度を目標年度とする「琴浦町農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を具体化するための、前年度の活動計画の実施状況について点検・評価を行い、今年度の活動目標とその達成に向けた活動計画を定め、毎年6月末までに町ホームページで公表する必要があるため審議をお願いするものです。なお、説明は要点のみとさせていただきます。 別紙様式2の1ページ、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」をご覧ください。 「農業委員会の状況（平成31年3月31日現在）」について説明します。 1の「農業の概要」については、1段目の表は平成31年3月31日現在の町内農地面積統計データを示したもので、それぞれの出典については表の下にコメ印で記載しています。 「耕地面積」については農林水産省が毎年行っている「耕地及び作付面積統計」、「経営耕地面積」については5年に一度行われている農林業センサスに基づくもので、平成27年に行われたものが最新のデータとなっています。「遊休農地面積」については平成30年度の農地パトロールによりA判定と判断された農地面積、「農地台帳面積」については、町の農地台帳システムに登載されている農地面積に基づくものです。

2段目左側の「農家数」の表と中央の「農業者数」の表は農林業センサスに基づくもので、右側の「経営数」の表は農業の担い手である個人及び法人の数で、農林水産課に確認しています。

2の「農業委員会の現在の体制」については、平成29年7月20日に発足した現在の琴浦町農業委員会の体制を記載しています。

2ページをご覧ください。「担い手への農地の利用集積・集約化」について説明します。

2の「令和元年度の目標及び実績」については、集積目標1,000haに対して集積実績が979haでしたので、達成状況は97.9%となります。

3の「目標の達成に向けた活動」の活動実績を「2月町認定農業者協議会総会開催時に、農地の貸付希望一覧表を提供し、担い手の農地集積・集約化の参考にしてもらった。毎月の農家相談日、利用権設定の終期・更新通知書の交付時に、利用権設定等事業、農地中間管理事業を周知した。」としています。

4の「目標及び活動に対する評価」については、目標に対する評価を「計画通り活動を行ったが、目標を達成することができなかった。」、活動に対する評価を「目標達成に向けて、今後も利用集積・集約化に取り組んでいく必要がある。」としています

3ページをご覧ください。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について説明します。

この「新たに農業経営を営もうとする者」は、親元就農や法人雇用以外の新規就農者のうち、農地の権利を取得して農業参入した方で、対象者は農林水産課に確認しています。

2の「令和元年度の目標及び実績」については、参入目標2経営体に対して参入実績は1経営体でしたので、達成状況は50%、参入目標面積1.0haに対して参入実績面積は0.3haでしたので、達成状況は30%となります。

3の「目標の達成に向けた活動」については、活動実績を「新規就農者の育成に関わる会議に参加し、担い手の育成確保に向けて、関係機関と協力して支援した。」としています。

4の「目標及び活動に対する評価」については、目標に対する評価を「これまでの実績からみても実現可能であることから、目標は妥当。」、活動に対する評価を「今後も関係機関と連携して、新規参入者の農業経営が軌道に乗るよう支援していく必要がある。」としています。

4ページをご覧ください。「遊休農地に関する措置に関する評価」について説明します。

2の「令和元年度の目標及び実績」については、解消目標9.0haに対して解消実績が6.7haでしたので、達成状況は74.5%とな

ります。

3の「2の目標の達成に向けた活動」については、昨年度に行った農地利用状況調査及び農地利用意向調査の実施内容を記載しています。

4の「目標及び活動に対する評価」については、目標に対する評価を「これまでの実績から見ても実現可能であることから、目標は妥当であった。」、活動に対する評価を「ほ場条件の悪い農地を中心に遊休化が進行している。所有者に対し随時働きかけを行うなど、継続して取り組むことが必要である。」としています。

5ページをご覧ください。「違反転用への適正な対応」について説明します。

2の「令和元年度実績」については、違反転用がなかったため0haとしています。

3の「活動計画・実績及び評価」については、活動実績を「農業委員、農地利用最適化推進委員が随時、農地パトロールを実施して、早期発見、未然防止に努めた。町ホームページを活用して周知した。」、活動に対する評価を「計画どおりの活動を実施した。今後も継続的に取り組む必要がある。」としています。

6ページと7ページをご覧ください。「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について説明します。

これは、農業委員会の事務の処理件数及び業務が適正に行われたかを点検するものです。

1の「農地法第3条に基づく許可事務」については、令和元年度の処理件数が28件、うち許可28件及び不許可0件、点検項目の事実関係の確認、総会等での審議、申請者への審議結果の通知、審議結果等の公表、処理期間の実施状況についてはご覧の通りです。

2の「農地転用に関する事務」については、1年間の処理件数が24件、点検項目の実施状況についてはご覧の通りです。

3の「農地所有適格法人からの報告への対応」については、琴浦町内には農地所有適格法人が13法人あり、年に1回各法人から実体状況に関する報告書を提出されています。

4の「情報の提供等」の「賃借料情報の調査・提供」、「農地の権利移動等の状況把握」、「農地台帳の整備」についてはご覧の通りです。

8ページをご覧ください。最初に「地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容」について説明します。

これは町内の農業者から寄せられた主な意見及び対処方針で、「農地法等によりその権限に属された事務」につきましては、要望・意見、対処内容ともになしとしています。

次に「事務の実施状況の公表等」について説明します。

1の「総会等の議事録の公表」、3の「活動計画の点検・評価の公表」

については「ホームページに公表している」、2の「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」については、令和元年12月に提出した町政に対する意見書の中の主なもの3項目を「意見の概要」として記載しています。

別紙様式1の1ページ、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をご覧ください。「農業委員会の状況（令和2年3月31日現在）」について説明します。

1の「農家・農地等の概要」については、農家数と農業者数は農林業センサスに基づいていますので、先程の点検・評価との変更はありませんが、経営数は前年度と若干の増減があります。2段目の表については「耕地面積」が10haの減少、「遊休農地面積」が昨年の農地利用状況調査によりA判定と判断された面積で、5haの減少となっています。

2の「農業委員会の現在の体制」については変更ありません。

2ページをご覧ください。「担い手への農地の利用集積・集約化」について説明します。

2の「令和2年度の目標及び活動計画」については、目標とする集積面積を1,029ha、そのうち新規集積面積は50haとしています。

目標設定の考え方を「琴浦町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（平成30年1月策定）による」としていく、令和5年3月時点の担い手への農地利用集積面積1,400haの達成と、昨年度実績等を踏まえて設定しました。

活動計画については、「毎月の農家相談、利用権設定の期間満了・更新通知時に農地中間管理事業や利用権設定事業を推進する。11月の農地利用意向調査の実施時に、担い手の紹介、地権者との調整などにより農地集積を推進する。」としています。

次に「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について説明します。

2の「令和2年度の目標及び活動計画」については、参入目標数を2経営体、参入目標面積を1.0ha、活動計画を「新規参入者の育成会議に参加し、意向を把握のうえ必要なサポートを行う。農地中間管理事業を活用し、新規参入者に対し就農地の確保を図る。」としています。

3ページをご覧ください。「遊休農地に関する措置」について説明します。

2の「令和2年度の目標及び活動計画」については、目標とする遊休農地の解消面積を昨年度実績と同じ7haとし、その達成に向けた活動計画として、「農地の利用状況調査」及び「農地の利用意向調査」を今年度と同様に実施することとしています。

次に「違反転用への適正な対応」について説明します。

1の「現状及び課題」の課題については違反転用の実績がないため特

にありませんが、2の「令和2年度の活動計画」については、「農業委員、農地利用最適化推進委員が担当地域の農地パトロールを隨時実施し、早期発見・未然防止に努める。違反転用事案が発生した場合は、違反転用者に対し口頭指導等、原状回復に向けた指導を行う。町ホームページ、町広報紙等を活用して周知する。」としています。以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(異議なし)

異議なしということですので、原案どおり承認することといたします。

その他に移りたいと思います。6月2日に行われた農家相談の報告を三浦委員にお願いします。

(農家相談2件報告)

こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、以上を持ちまして、令和2年度第3回琴浦町農業委員会総会を終了します。

三浦委員

議長